

狭山ふるさと検定・さやまスターズ検定 参加規程

総則

- 第1条 本検定の名称は、狭山ふるさと検定(上級)・さやまスターズ検定(初級)とする。
- 第2条 本検定は、狭山市域の歴史、文化、自然、風土、産業、観光など多岐に渡る分野の内容となっており、受検を通して狭山の魅力を再発見することを目的とする。
- 第3条 本検定は、狭山市立博物館(指定管理者アクティオ株式会社・東急コミュニティー共同事業体)と狭山ふるさと会が主催、協働して実施する。

検定受検資格

- 第4条 本検定の受験資格は、初級・上級ともに年齢、住所に関係なく自由に受検できるものとする。但し、狭山市立博物館関係職員、狭山ふるさと会会員の受検については参加のみとし、認定証授与の対象にはならない。

検定試験申し込み

- 第5条 受検希望者は、主催者が定める受検申込用紙を狭山市立博物館に提出し、所定の受検料を納める。

検定説明会・勉強会

- 第6条 主催者は受検者を対象に検定説明会・勉強会を実施する。但し定員は主催者が定め、参加については任意とする。

検定試験

- 第7条 検定試験は、年度ごとに主催者が設定し、初級・上級の複数受検は妨げない。

検定試験問題

- 第8条 検定試験問題は、狭山ふるさと会が作成し、狭山市立博物館職員・学芸員が監修を行う。

検定試験採点

- 第9条 検定試験の採点は、狭山ふるさと会が実施し、採点基準(合格)については、別に定める。また点数については公表しない。

検定結果発表

- 第10条 検定結果については、主催者が定めた日時に博物館内掲示、同ホームページにて受検番号で発表する。

- 第11条 合格者の区分は以下の通りとする。

得点が70点以上の場合、修士、さやまスターに区分する。

得点が90点以上の場合、博士、さやまスター博士に区分する。

認定証授与式

- 第12条 合格者は博物館で開催される認定証授与式にて認定証と第12条に定める特典等

を授与される。また授与式の参加については任意とする。

検定合格者特典

第 13 条 検定試験合格者については、認定証、認定バッジの他に次の特典を与えるものとする。

- 1 「ふるさと検定」博士合格者は、副賞として博物館の入館を 1 年間入館無料とする。また博士 3 回合格者は、教授として記念品を進呈する。
- 2 「スターズ検定」博士合格者は、副賞を進呈する。また博士 3 回合格者は教授として記念品を進呈する。
- 3 各検定の博士 5 回合格者には名誉教授の称号を進呈する。
- 4 副賞、記念品については主催者が別に定める。

認定証授与者の活用

第 14 条 認定証合格者(博士 3 回合格者・5 回合格者)については、狭山市立博物館、狭山ふるさと会の諸事業において、その成果を活用できるものとする。活用にあたっては、別に設定する。また参加にあたっては任意とする。

附則

実施日

この規定は、令和 5 年(2023)7 月 1 日より実施する。